

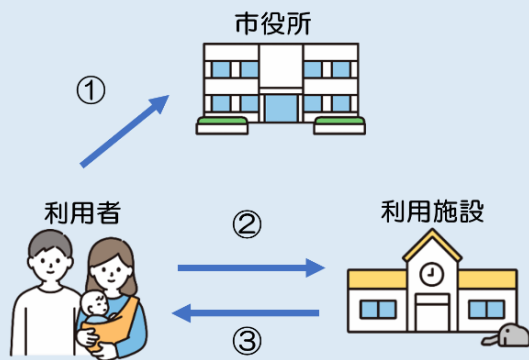
「見附市こども誰でも通園制度」を試行実施します

就労の有無に関わらず、全ての子育て家庭が保育サービスを受けることができる新たなサービス「見附市こども誰でも通園制度」を国の要綱に沿って試行実施します。子どもには初めて同世代と社会生活を営む場として、保護者には先輩パパママと知り合うきっかけとなるとともに、保育士とコミュニケーションをとることで子育てについての学びを得る機会としても期待されます。

1. 制度の概要と利用の流れ

- ・実施期間 令和6年5月1日～令和7年3月31日
- ・対象者 市内在住の0歳6か月～満3歳未満の未就園児
- ・利用可能時間 月10時間まで
- ・利用料 300円/時間（生活保護世帯の子は無料）

利用の流れ



① 市こども課へ申し込み。（初回のみ）

- ・利用登録書記入、提出
- ・「こども誰でもれんらくひょうファイル」を受け取る
- ・1日目の利用日時を決める

※2回目以降の利用日時は（②）利用希望施設に直接連絡

【こども課保育児童クラブ係 TEL0258-62-1700】

② 希望の園へ登園・園活動・料金の支払い

- ・希望日に園へ登園
- ・「こども誰でもれんらくひょうファイル」を園へ提出
- ※2回目以降は「こども誰でもれんらくひょうファイル」を利用施設に毎回提出
- ・園での活動
- ・終了後料金の支払い

③ 保育サービス提供

- ・「こども誰でもれんらくひょうファイル」に利用印とコメント記入

2. 見附市での制度の特徴

◎ 「こども誰でもれんらくひょうファイル」の活用

保護者が園に知ってもらいたいことやそれに対する保育園からのコメントなど、保護者と保育園のコミュニケーションが図られる。

◎ 実施園の全てが私立園

実施園のすべてが保育内容に特色を持つ私立園であることから、保護者の思いや子ども興味などに応じた保育園の選定が可能（複数園の利用が可能）

3. 実施保育園・認定こども園（全て私立園）

- ・杉沢保育園（杉沢町261）
- ・新潟保育園（新潟町2620-2）
- ・ホップこども園（今町2-15-21）
- ・豊愛名木野こども園（名木野町3154）